

和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱

第1 目的

この要綱は、大規模災害の発生時に避難所等における要配慮者の支援を行い、要配慮者の二次被害の防止を図るため、福祉専門職等で編成される和歌山県災害派遣福祉チーム（DWAT：Disaster Welfare Assistance Team）（以下「チーム」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 大規模災害

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると思われる規模の災害

(2) 避難所等

一般避難所、福祉避難所、その他災害時に要配慮者を受け入れる施設

(3) 要配慮者

高齢者、障害児・者、乳幼児その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者

(4) 和歌山県災害派遣福祉チーム

福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害時に避難所等において要配慮者を支援するチーム

(5) チーム員

チームを構成する者

第3 事前協定等

- 1 県は、社会福祉に関する事業を行う法人が加入する団体に対してチームへの協力を依頼し、依頼に応じる団体（以下「協力団体」という。）との間に、和歌山県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定（様式第1号）（以下「基本協定」という。）を締結する。
- 2 協力団体は、協力団体に加入する法人のうち、チームの派遣に協力する法人を和歌山県災害派遣福祉チーム協力法人届出書（様式第2号）により県に届出を行う。
- 3 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、県に提出された前項の届出書により和歌山県災害派遣福祉チーム協力法人一覧（様式第3号）を作成し、県と共有する。

第4 チーム員候補者の届出

- 1 協力団体は、第3の2による届出のあった法人（以下「協力量人」という。）から協力団体あて報告されたチーム員候補者を取りまとめの上、和歌山県災害派遣福祉チーム員候補者届出書（様式第4号）を県に提出する。
- 2 チーム員候補者は、別表に掲げる資格等を保有する者のほか、原則として福祉・介護・保育等の実務経験を有する者、またはこれと同等の能力を有する者（資格の有無や職種は問わない）で、第5の1に規定する登録時研修について受講可能な者とする。

第5 チーム員の登録

- 1 県及び県社協は、第4により届出のあったチーム員候補者に対し、災害時の福祉支援に関する基礎的な研修である登録時研修を行う。
- 2 県は県社協を通じ、1の登録時研修を修了した者を、和歌山県災害派遣福祉チーム員登録者名簿（様式第5号）（以下「登録者名簿」という。）に登録するとともに、和歌山県災害派遣福祉チーム員登録証（様式第6号）（以下「登録証」という。）を各チーム員に交付する。
- 3 協力法人は、2により登録されたチーム員について、登録内容に変更が生じたときは、速やかに和歌山県災害派遣福祉チーム員変更届出書（様式第7号）を県社協に提出する。
- 4 県社協は、協力法人から3の変更届出書が提出されたときは、登録者名簿を修正する。
- 5 チーム員は、登録証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに和歌山県災害派遣福祉チーム員登録証再交付申請書（様式第8号）を県社協に提出し、新たな登録証の再交付を受けなければならない。

第6 チーム員登録の抹消

- 1 協力法人は、登録の辞退を申し出るチーム員が生じた場合は、速やかに和歌山県災害派遣福祉チーム員辞退届出書（様式第9号）を県社協に提出するものとする。
- 2 県社協は、協力法人から1の辞退届出書が提出されたときは、当該チーム員の登録を抹消し、登録者名簿から削除する。
- 3 県は、チーム員について、チーム員活動等における法令違反や公序良俗に反する行為等が認められ、チーム員として登録を継続することが適当でないと判断したときは、当該登録者を届け出た協力法人又は協力団体と協議の上、登録を抹消し、登録者名簿から削除するものとする。
- 4 チーム員は、2又は3により登録を抹消された場合、直ちに登録証を県社協に返還するものとする。

第7 和歌山県災害派遣福祉チーム本部

- 1 県は、大規模災害発生時に必要に応じ和歌山県災害派遣福祉チーム本部（以下「和歌山県DWA T本部」という。）を設置する。
- 2 和歌山県DWA T本部の体制については、別に定める。
- 3 和歌山県DWA T本部は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 被害の規模や避難所等の設置状況、要配慮者に対する支援の実施状況等についての情報収集
 - (2) チーム員派遣の要否の判断
 - (3) チーム員派遣依頼及び待機依頼の決定
 - (4) その他チーム派遣に係る調整事務

第8 チームの編成等

- 1 チームは、登録者名簿に登録されているチーム員で構成する。
- 2 チームは、第4の2に掲げる者により、1チーム当たり4～6名程度で編成する。

- 3 各チームにリーダーを置き、リーダーはチームを統括する。
- 4 1チーム当たりの派遣期間は5日間程度とし、順次交代でチーム派遣する。
- 5 チームの活動時期は、災害の初期（救命救急が完了するなど、チームが活動する上での安全が確認された時点から概ね1か月）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

第9 活動

- 1 チームは、次に掲げる活動を行う。
 - (1) 要配慮者へのスクリーニング及び一般避難所又はその他災害時に要配慮者を受け入れる施設内で必要な支援を行うことが著しく困難な者がいる場合における福祉避難所等への誘導
 - (2) 要配慮者の必要な支援の内容の把握及び日常生活上の留意事項等に関するアセスメント
 - (3) 要配慮者の避難生活に伴う生活機能の低下等の二次被害の防止及び安定的な避難生活の確保のための、食事、トイレ、入浴の介助等の日常生活上の支援
 - (4) 要配慮者の福祉ニーズを把握し、その抱える課題を適宜解決していくための必要な相談支援
 - (5) 要配慮者の良好な生活環境を確保するために必要な避難所等内の環境整備
 - (6) 避難所等内で解決が困難な福祉ニーズがある場合等における必要な連絡調整
 - (7) 後続のチームへのアセスメントの結果や必要な支援内容等についての引継ぎ
 - (8) その他、和歌山県DWA T本部又はリーダーが必要と認める活動
- 2 チームの活動にあたっては、県災害対策本部、市町村災害対策本部、保健医療活動チーム、災害ボランティアセンター等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。
- 3 チームのリーダーは、各日のチームの活動状況等について記録するとともに、和歌山県災害派遣福祉チーム活動記録報告書（様式第10号）により、県に報告するものとする。
- 4 活動で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、活動で知り得た個人情報を目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

第10 派遣基準

派遣基準は次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 県内で大規模災害が発生した場合であって、県がチームを派遣する必要があると認めるとき。
- (2) 県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町村から県に対してチームの派遣要請があったとき。なお、派遣要請は、原則として和歌山県災害派遣福祉チーム派遣要請書（様式第11号）によるものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、要請書の提出を行うものとする。
- (3) 県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から県に対してチームの派遣依頼があり、県がチームを派遣する必要があると認めるとき。
- (4) その他特に必要であると県が認めるとき。

第11 派遣等

- 1 県は、県社協を通じ、第4の1により届出のあったチーム員が所属する協力法人に対し、和歌山県災害派遣福祉チーム員派遣依頼書（様式第12号）によりチーム員の派遣を依頼し、協力団体に対しその旨を通知するものとする。
ただし、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による依頼も可とし、後日、依頼書の送付を行うものとする。
- 2 1の依頼を受けた協力法人は、速やかに派遣の可否を判断し、和歌山県災害派遣福祉チーム員派遣承諾書（様式第13号）を県社協に提出するとともに、チームにチーム員を派遣する。
- 3 県社協は、2の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を作成し、県に報告する。
- 4 県は、3の報告に基づき、派遣計画を決定し、県社協を通じ、チーム員、協力法人に通知し、当該派遣計画に基づき、チームを避難所等に派遣する。
- 5 2から4までの報告や通知については、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による報告や通知も可とする。

第12 費用負担等

- 1 県は、災害救助法による救助費の支弁対象となるチーム員派遣に係る費用について、同法の定めるところによりこれを負担する。
- 2 1以外のチーム員派遣に係る費用については、県、県社協及び各関係団体と協議の上、決定する。
- 3 県は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険及び賠償責任保険に加入し、その保険料を負担する。

第13 研修及び訓練等

- 1 県及び県社協は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練等の機会の確保に努めるものとする。
- 2 チーム員候補者は、第5に規定する登録時研修を必ず受講するものとする。
- 3 チーム員登録者、協力団体及び協力法人は、県及び県社協が行う研修及び訓練等への参加に努めるものとする。

第14 周知・啓発等

県、県社協、協力団体、協力法人及びチーム員は、災害時にチームが避難所等において円滑に活動を行うことができるよう、平時において、チームの活動に関する地域住民等への周知・啓発活動に取り組むものとする。

第15 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4関係）

区分	名称
国家資格又は公的資格等	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者、相談支援専門員、精神保健福祉士、手話通訳士、保育士、看護師、リハビリ専門職、管理栄養士、臨床心理士 等
職種	生活相談員、生活支援員、独立型社会福祉士、介護職員、ケアマネジャー、訪問介護員、手話通訳者、要約筆記者、地域包括支援センター職員 等

和歌山県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書

和歌山県（以下「甲」という。）、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び（福祉関係団体名）（以下「丙」という。）は、和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）に基づき一般避難所、福祉避難所、その他災害時に要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣する和歌山県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。）の発生時に甲、乙及び丙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障害児・者、乳幼児その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

（活動内容）

第2条 チームの活動は、要綱第9に定める活動を行う。

（チーム員の登録）

第3条 丙は、自らの団体に加入する法人に対し、チームへの協力依頼を行い、チーム員の確保に努める。

2 前項の協力依頼に対し、チームへの協力が可能な法人（以下「協力法人」という。）は、丙を通じて甲に対してチーム員候補者の届出を行う。

3 甲は、前項の届出があった者で、所定の研修を修了したものをチーム員として登録する。

（チームの編成、派遣）

第4条 甲は、要綱第10に定める派遣基準に該当するときは、甲は乙を通じて協力法人に対し、チーム員の派遣を依頼し、丙にその旨を通知する。

2 協力法人は、前項の依頼を受けた場合は、乙に対し、速やかに派遣の可否を報告する。

3 乙は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を作成し、甲に報告する。

4 甲は、前項の報告に基づき、派遣計画を決定し、乙を通じてチーム員、協力法人及び丙に通知する。

5 甲は、前項の派遣計画に基づき、チームを避難所等に派遣する。

（費用負担）

第5条 第4条に基づき甲から依頼された派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、同法に定める基準により、甲に請求することができる。

2 前項以外のチームの派遣に関する費用負担については、甲、乙及び丙の3者が協議の上、決定する。

（情報の交換、研修及び訓練等）

第6条 甲、乙及び丙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から情

報の交換を行う。

2 甲及び乙は、相互に協力し、チーム員の研修及び訓練等の機会の確保に努めるものとする。

(秘密保持)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 年 月 日

甲 和歌山県和歌山市小松原通1-1
和歌山県知事 岸本 周平

乙 和歌山県和歌山市手平2丁目1-2
社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会
会 長 岸本 周平

丙 所在地
団体名
代表者職氏名 ○○ ○○

様式第2号

和歌山県災害派遣福祉チーム協力法人届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

団体住所
団体名
代表者氏名

和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第3の2の規定に基づき、別紙のとおり和歌山県災害派遣福祉チームへの協力法人を届け出ます。

【記入担当者】 団体名：
団体住所：
部署名：
職氏名：
連絡先：

(様式第2号別紙)

和歌山県災害派遣福祉チーム協力法人届出書（別紙）

	協力団体名	協力法人名等					
		協力法人名	代表者名	所在地	連絡先	メール	担当者職氏名
1							
2							
3							

※行は適宜追加してください。

(様式第3号)

和歌山県災害派遣福祉チーム協力法人一覧

	協力団体名	協力法人名等					
		協力法人名	代表者名	所在地	連絡先	メール	担当者職氏名
1							
2							
3							

※行は適宜追加してください。

(様式第4号)

和歌山県災害派遣福祉チーム員候補者届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

団体住所
団体名
代表者氏名

和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第4の1の規定に基づき、別紙のとおり和歌山県災害派遣福祉チーム員候補者を届け出ます。

【記入担当者】 団体名：
団体住所：
部署名：
職氏名：
連絡先：

(様式第4号別紙)

和歌山県災害派遣福祉チーム員候補者届出書（別紙）

	協力団体名	協力法人名	協力法人 担当者	協力法人 連絡先	協力法人 メール	チーム員候補者名等									
						施設・事業所名	チーム員候補者 氏名	ふりがな	性別	生年月日	職種	保有資格	実務経験年数 ※1	圏域 ※2	備考
1															
2															
3															
4															
5															

※行は適宜追加してください。

※1 届出日時点の実務経験年数（通算）を記載願います。

※2 所属する施設・事業所の所在地を記載願います。

(様式第5号)

和歌山県災害派遣福祉チーム員登録者名簿

	登録日	協力団体名	協力法人名	協力法人 担当者	協力法人 連絡先	協力法人 メール	チーム員登録者名等									
							施設・事業所名	チーム員登録者 氏名	ふりがな	性別	生年月日	職種	保有資格	実務経験年数 ※1	圏域 ※2	備考
1																
2																
3																
4																
5																

※行は適宜追加してください。

※1 登録日時点の実務経験年数（通算）を記載願います。

※2 所属する施設・事業所の所在地を記載願います。

(様式第6号)

(表)	
(様式第6号)	
和歌山県災害派遣福祉チーム員登録証	
登録番号 ●●-●●●●	写 真
氏名 ●● ●● (生年月日 年 月 日)	
上記の者について、和歌山県災害派遣福祉 チーム設置運営要綱第5の2の規定に基づく和 歌山県災害派遣福祉チーム員登録者名簿に 登録されたことを証明します。	
和歌山県知事 発効日： 年 月 日	
91mm	
55mm	
(裏)	
注意事項	
<ol style="list-style-type: none">1. チーム員は、チーム員としての活動期間中、常にこの登録証を携帯すること。2. この登録証を他人に譲渡又は貸与しないこと。3. この登録証を紛失し、又は損傷したときは、和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「運営要綱」という。）第5の5の規定に基づき登録証の再交付を受けること。4. 運営要綱第6の規定に基づき和歌山県災害派遣福祉チーム員の登録を抹消された場合は、この登録証を返還すること。5. 和歌山県知事印のないものは無効である。	
【連絡先】 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会総務企画部 TEL：073-435-5224 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局社会福祉課 TEL：073-441-2472	

和歌山県災害派遣福祉チーム員変更届出書

年 月 日

和歌山県知事

法人名
代表者職氏名

和歌山県災害派遣福祉チーム員登録者名簿の登録内容に変更が生じたので、和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第5の3の規定に基づき届け出ます。

記

項目	変更前	変更後
ふりがな 氏名 (登録番号)		
施設・事業所名		
職種		
保有資格		
勤務先施設等所在地 (圏域)		
備考		

【記入担当者】 法人名：
法人住所：
部署名：
職氏名：
連絡先：

和歌山県災害派遣福祉チーム員登録証再交付申請書

年 月 日

和歌山県知事

チーム員氏名

生年月日

登録番号

下記の理由により、和歌山県災害派遣福祉チーム員登録証の再交付を和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第5の5の規定により申請します。

記

1. 再交付申請理由（当てはまる理由の太枠内に○を記入してください。）

	紛失（再交付後に紛失した登録証が見つかった場合は、旧登録証を県に返還すること。）
	損傷（損傷した登録証を添付すること。）

2. 紛失又は損傷の理由

和歌山県災害派遣福祉チーム員辞退届出書

年 月 日

和歌山県知事

法人名

代表者職氏名

和歌山県災害派遣福祉チーム員登録者名簿に登録されている者の登録を辞退したいので、和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第6の1の規定に基づき届け出ます。

記

ふりがな 氏名	
生年月日	
登録番号	

※ 和歌山県災害派遣福祉チーム員登録証を添付してください。

【記入担当者】法人名：
法人住所：
部署名：
職氏名：
連絡先：

和歌山県災害派遣福祉チーム活動記録報告書

報告： 年 月 日

報告者	職名		氏名	
所属 (団体又は施設名)				
活動期間	出動要請を受理した時刻	年	月	日 (曜日) 時 分
	出動時刻	年	月	日 (曜日) 時 分
	到着時刻	年	月	日 (曜日) 時 分
	撤退時刻	年	月	日 (曜日) 時 分
	帰着時刻	年	月	日 (曜日) 時 分
派遣場所 (移動経路)				
現場の災害概況 及び 要配慮者の状況				
活動内容				
出動者	団体名	施設名	職種	氏名
特記事項				

和歌山県災害派遣福祉チーム派遣要請書

年 月 日

和歌山県知事

(市町村名) 長

避難所等の運営等に必要ことから、和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第 10 の 1 (2) の規定に基づき、下記のとおり和歌山県災害派遣福祉チームの派遣を要請します。

記

	派遣先施設名	所在地	連絡責任者 職氏名	派遣希望 職種
1				
2				
3				

【記入担当者】 部署名 :
職氏名 :
連絡先 :
メール :

様式第 12 号

和歌山県災害派遣福祉チーム員派遣依頼書

年 月 日

(協力法人代表者名) 様

和歌山県知事

和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第 11 の 1 の規定に基づき、別紙のとおり和歌山県災害派遣福祉チーム員の派遣を依頼します。

なお、派遣決定までの間、派遣の待機を依頼するものとする。

(様式第 12 号別紙)

番号	災害名等	活動予定地 (市町村)	職種等	氏名	備考 (活動期間等)

(様式第 13 号)

和歌山県災害派遣福祉チーム員派遣承諾書

年 月 日

和歌山県知事 様

(協力法人代表者名)

和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第 11 の 2 の規定により、別紙のとおり派遣を承諾します。

(様式第 13 号別紙)

番号	災害名等	活動予定地 (市町村)	職種等	氏名	備考 (活動期間等)